



ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している生後12ヵ月齢以上の牛

エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

2 伝達性海綿状脳症

(1) 実施の目的

牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出の対象となる牛の死体

イ 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項の規定による牛、めん羊又は山羊の死体

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

3 腐<sup>そ</sup>蛆病

(1) 実施の目的

蜜蜂の腐<sup>そ</sup>蛆病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂

## (3) 検査の方法

臨床検査及び細菌学的検査

## (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

## 4 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ

## (1) 実施の目的

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

## (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

## (3) 検査の方法

臨床検査、血清学的検査（酵素免疫測定法又は寒天ゲル内沈降反応検査）、ウイルス学的検査及びその他必要な検査

## (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

## 5 オーエスキー病

## (1) 実施の目的

オーエスキー病の発生予察のため

## (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

## (3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（ラテックス凝集反応法又はウイルス中和試験）

## (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

## 6 豚繁殖・呼吸障害症候群

## (1) 実施の目的

豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予察のため

## (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

## (3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（酵素免疫測定法）

## (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

## 7 豚熱

## (1) 実施の目的

豚熱の免疫付与状況等を確認するため

## (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし

## (3) 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づく方法

## (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

## 8 アフリカ豚熱

## (1) 実施の目的

アフリカ豚熱の発生予察のため

## (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし

## (3) 検査の方法

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づく方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

9 アカバネ病

(1) 実施の目的

牛のアカバネ病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

富山県告示第103号

家畜伝染病予防法に基づく注射の実施について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により家畜の所有者に対し次のとおり注射を受けることを命じ、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により公示する。

令和8年3月16日

富山県知事 新 田 八 朗

1 実施の目的

豚熱の発生予防のため

## 2 実施する区域

県内全域

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が必要と認める豚及びいのしし

## 4 実施の期日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

## 5 注射の方法

皮下または筋肉内注射法

**富山県告示第104号**

定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について

杉原土地改良区から申請のあった定款変更及び八尾町寺家地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項及び同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、令和8年3月9日認可した。

令和8年3月16日

富山県知事 新 田 八 朗

**富山県告示第105号**

土地改良区の定款変更の認可について

金山土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年3月9日認可した。

令和8年3月16日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第106号

土地改良区連合の定款変更の認可について

常願寺川沿岸用土地改良区連合から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、令和 8 年 3 月 9 日認可した。

令和 8 年 3 月 16 日

富山県知事 新 田 八 朗

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 16 日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市寺塚原197番 3 及び 198番			富山市下富居一丁目 10番33-105号ルッタベルク	越田 翔一

富山中央警察署放置車両確認事務委託に係る一般競争入札の実施

富山中央警察署放置車両確認事務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 16 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称

## 富山中央警察署放置車両確認事務委託

## (2) 委託業務の内容等

入札説明書及び委託仕様書による。

## (3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までの間

## (4) 履行場所

富山中央警察署管轄区域

## (5) 補記

議会により当事業の予算が否決された場合は、入札を中止する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和7年富山県告示第118号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に、A又はBの等級で登載されている者であること。
- (3) 富山県の指名競争入札において指名停止期間中でない者であること。
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定に基づく放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務に係る富山県公安委員会の登録を受けており、入札参加資格確認時において同法第51条の13に規定する駐車監視員資格者証の交付を受けている者を4名以上確保している者であること。
- (5) 報奨・罰則に関する規程を設けている者であること。
- (6) 機密漏えい防止に関する規程を設けている者であること。
- (7) 警察署長の求めに応じ、速やかに対応できると認められる者であること。

## 3 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。

なお、申請書若しくは資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(2) 申請書の書式は、入札説明書による。

(3) 資料は、次のとおりとする。

ア 道路交通法第51条の8第1項及び第6項の規定により通知された富山県公安委員会の登録又は更新通知書の写し

イ 4名分以上の駐車監視員資格者証の写し

ウ 富山県知事からの物品等競争入札参加資格者決定通知書の写し

(4) 申請書、入札説明書等の交付期間

令和8年3月16日から令和8年3月23日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(5) 申請書及び資料の提出期間

令和8年3月16日から令和8年3月23日までの間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。競争入札参加資格審査を現に申請している者にあつては、(3)ウの資料は、入札書提出時とする。

提出した資料に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 申請書等の交付及び提出場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話076-441-2211

(7) 提出方法

直接持参すること。

(8) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、令和8年3月25日までに申請者に口頭で通知する。

#### 4 入札参加資格がないと認めた者に対する理由説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)により説明を求める場合には、令和8年3月26日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）に説明を求める旨を記載した書面を3(6)の提出場所へ持参しなければならない。
- (3) (2)により書面が提出された時は、令和8年3月31日までに文書により回答する。

#### 5 入札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 令和8年4月1日 午前10時
- (2) 入札の場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号  
富山県警察本部2階 聴聞室

#### 6 入札の方法

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。
- (2) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係りのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

#### 8 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請書又は資料を提出した者の入札
- (3) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (4) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) その他不明な点については、富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係（電話076-441-2211、内線5134・5135）に問い合わせること。

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年3月16日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 店舗の名称及び所在地

コストコホールセール射水倉庫店 射水市上野1001番

### 2 店舗を設置する者 コストコホールセールジャパン株式会社

### 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テリオ  
千葉県木更津市瓜倉361番地 (金田西2街区2画地)

(変更後) コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケリー・ライアン・ハント  
千葉県木更津市瓜倉361番地 (金田西2街区2画地)

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつては代表者の氏名

(変更前) コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テリオ  
千葉県木更津市瓜倉361番地 (金田西2街区2画地)

(変更後) コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケリー・ライアン・ハント  
千葉県木更津市瓜倉361番地 (金田西2街区2画地)

4 変更の日 令和7年12月1日

5 変更の理由 店舗設置者及び小売業者の代表者氏名変更のため

6 届出の日 令和8年3月4日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和8年3月16日から令和8年7月16日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所 (法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由